

P P A方式による公共施設太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、新居浜市（以下「本市」という。）が所有する公共施設に太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの利活用推進、エネルギーの地産地消の推進を図ることにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的として、オンサイト P P A方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

P P A方式による公共施設太陽光発電設備導入事業

(2) 対象施設

対象施設は以下のとおりとし、事業を実施するのは、4施設のうち、原則3施設とする。ただし、3施設とすることが、提案の効率性、実現性又は効果の観点から必ずしも適切でないと判断される正当な理由がある場合には、3施設未満での提案を可とする。その場合は、3施設とした場合の提案及び3施設未満とした場合との比較検討結果（考え方、効果、課題等）を明示したうえで、提案すること。

No.	名称	所在地
1	斎場	新居浜市磯浦町 19 番 1 号
2	総合福祉センター	新居浜市高木町 2 番 60 号
3	学校給食センター	新居浜市瀬戸町 12 番 38 号
4	西部学校給食センター	新居浜市王子町 4 番 5 号

※各施設の情報は、別添仕様書（別紙1対象施設）のとおり。

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり

(4) 補助金の交付

ア 新居浜市公共施設太陽光発電設備等導入補助事業補助金交付要綱に基づき、太陽光発電設備等の整備に要する費用に対して補助金を交付することとしており、その交付上限額等は次のとおりとする。

【補助金交付上限額等】

設備	補助率	交付上限額（全施設合計）
太陽光発電設備	1/2 以内	3 4,7 6 5,0 0 0 円
蓄電池設備	2/3 以内	7,6 0 0,0 0 0 円
エネルギーマネジメントシステム	2/3 以内	1,9 5 5,0 0 0 円

イ 本補助金の対象となる経費は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱

炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「交付金」という。）の対象となるものに限る。

（５）事務局

担当窓口：新居浜市 市民環境部 環境エネルギー局 環境政策課

所在地：愛媛県新居浜市一宮町一丁目５番１号

電 話：0897-65-1512

F A X：0897-65-1255

電子メール：hozen@city.niihama.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hozen/>

３ 参加資格要件

本事業に参加しようとする者は、本事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- （１）単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。なお、共同事業者の場合は、全ての構成員が、（２）、（５）の要件を、いずれかの構成員が（３）、（４）の要件を満たすものとする。
- （２）令和７・８年度新居浜市入札（見積）参加資格申請書を提出し、入札参加資格を有すると認められている者又は参加表明書提出期限までに新居浜市入札（見積）参加資格取得に必要な書類一式を提出することができる者。
- （３）事業履行実績として、過去５年間（令和３年度から７年度）において、民間施設も含めオンサイトＰＰＡ事業による太陽光発電設備の導入実績があること。
- （４）本事業を実施する体制の中に、一級建築士及び電気主任技術者（第３種以上）を含めること。なお、当該有資格者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- （５）次のいずれの事項にも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者。
 - イ 提案書の受付開始の日から提案期限の日までの間、新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けている者。
 - ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者。（民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定がされている者を除く。）

エ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）と認められる者。

オ 税（国税、県税、市税）を滞納している者。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
① 募集開始（実施要領等の公表）	令和8年6月30日（火）
② 質問受付期間	令和8年6月30日（火）～7月3日（金）
③ 質問回答日	令和8年7月8日（水）
④ 参加表明書等の提出期間	令和8年6月30日（火）～7月10日（金）
⑤ 参加資格確認結果の通知	令和8年7月15日（水）
⑥ 提案書等の提出期間	令和8年7月15日（水）～7月21日（火）
⑦ プレゼンテーション審査	令和8年7月27日（月）※予定
⑧ 選定結果通知	令和8年7月31日（金）※予定

※閉庁日は除く。

5 スケジュールの詳細

（1）募集開始（実施要領等の公表）

実施要領、対象施設（別紙1）（対象施設の建築年月、契約電力、電気使用量実績等）を本市のホームページにおいて公表する。

（2）質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和8年6月30日（火）から7月3日（金）午後5時15分まで

イ 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用し、電子メールで事務局に提出すること。

電子メール送信の際は、件名を「【質問書】PPA方式による公共施設太陽光発電設備導入事業」とし、メール送信後、電話で事務局にメールの到着を必ず確認すること。なお、電話、FAX、持参等は不可とする。本件の趣旨からかけ離れた質問、来訪による口頭での質問、質問の受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

ウ 質問への回答

回答は、期限までに提出された質問を取りまとめて、本市のホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、事務局あてに「P P A方式による公共施設太陽光発電設備導入事業参加表明書在中」と朱書きのうえ、配達証明書付き書留郵便書により送付すること。

ア 受付期間

令和8年6月30日（火）から7月10日（金）まで（閉庁日除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

事務局へ提出

ウ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に、表紙と各々書類符号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。また、各書類の様式に記載されている添付書類も合わせて提出すること。

共同事業者の場合は、(エ)～(ケ)について、全ての構成員が提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第2号）

応募者が共同事業者の場合は、代表者が作成し提出すること。

(イ) 共同事業者構成表（様式第3号）

応募者が共同事業者の場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、委任事項に関する書類（様式第3号－別紙）及び構成員の間で交わされた共同事業者協定書（任意様式）を添付すること。

(ウ) 支援体制関係書類（任意様式）

応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による支援体制を約する書類等を提出することができる。

(エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

(オ) 履歴事項全部証明書又はその写し

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

(カ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務局が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ) 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、財務諸表を綴じたものを提出すること。
なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が支援体制を約する場合は、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

(ク) 企業概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したもの。

- a 企業概要（様式第4号）
- b 企業状況表（様式第5号）
- c 実績調書（様式第6号）

事業実績が確認できる契約書又は協定書等の写し（要件を満たしていることが確認できる部分のみの写し可）

(ケ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第7号）

(コ) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

(4) 参加資格確認結果及び提案要請の通知

ア 参加資格の確認結果は、文書及び電子メールで本市から応募者（代表者）に通知する。なお、参加資格が確認された者については、併せて提案書の提出を要請する。

イ 提案要請時に、対象施設の配置図・平面図、単線結線図等の図面、施設の1年間（令和7年度）の電力使用量の30分値等、構造計算書（資料がない施設あり）、基準単価を電子メールで配布する。

ウ 参加資格を認められなかった者は、確認結果の通知の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）以内に書面（書式自由）を持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）により提出し、当該理由について説明を求めることができる。

エ イの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない。）以内に書面により行う。ただし、他者の選定結果等については、回答しない。

(5) 提案書の提出

提案書の提出を要請された応募者は、本実施要領に基づき事業提案書を作成し、持参により提出又は郵送（配達証明書付き書留郵便）すること。

ア 受付期間

令和8年7月15日（水）から7月21日（火）まで（閉庁日除く）（必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

事務局へ提出

ウ 提出書類

次の提出書類に、表紙と各々書類符号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1、副本9部）提出すること。

(ア) 提案書提出届（様式第8号）

(イ) 提案書（「7 提案書の内容」「8 提案書作成にあたっての留意事項」のとおり）

(6) 参加を辞退する場合

提案書の提出を要請された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第9号）を1部、事務局に持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）で提出すること。

6 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、原則として各応募者に帰属するが、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。また、提出されたすべての書類は返却しないものとする。

(2) 知的財産の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(3) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は、1件のみとする。

(5) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りでない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りでない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) その他

本プロポーザルへの応募者が1者であった場合であっても、本市の定める評価水準を上回る提案であった場合は、最優秀提案者として契約に向けた交渉を行う。

7 提案書の内容

次の項目順に区分して記載すること。

(1) 事業の実施内容（様式第8号-1）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要等を記載すること。

イ 設備容量

(ア) 太陽光発電設備

各施設の太陽光発電設備の導入容量について、電力シミュレーションや効率的な設備稼働等の理由から適宜精査し、各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。なお、想定導入容量は別添仕様書及び別紙1対象施設に記載のとおり。

（イ）蓄電池設備容量

各施設の蓄電池の導入の有無を検討すること。蓄電池を導入する場合は、太陽光発電電力と対象施設の消費電力及び電力の利用形態を考慮し、最適な蓄電池の仕様（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。また、活用方法についても検討すること。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

（ア）各施設における想定自家消費電力量（kWh）を検討すること。検討にあたっては、自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

（イ）温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.376[kg-CO₂/kWh]（2024年度）を使用すること。

エ 設備設置仕様

（ア）太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

（イ）想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

（ウ）太陽光発電設備（基礎、パネル等含む）の単位面積当たりの重量（kg/m²）を記載すること。なお、太陽光発電設備の設置場所は、施設屋上、屋根又は敷地とすること。施設屋上に設置する場合は、構造検討の方法、施設屋上防水を考慮した設置方法を記載すること。

（エ）蓄電池設備を導入する場合、蓄電池の単位面積当たりの重量（kg/m²）を記載すること。なお、蓄電池設備の設置場所は、施設の管理運営に支障のない場所とすること。

（オ）国の交付金の補助対象経費、交付要件等を確認のうえ、太陽光発電設備等の整備に係る総事業費及び経費内訳、補助対象経費の額を示すこと。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

次の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

（ア）非常時・停電時のシステム構成図

（イ）非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

（ウ）自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（kW）

カ 契約単価

- (ア) 電気料金の契約単価は原則、事業期間中一定とする。なお、契約単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- (イ) 契約単価には、太陽光発電設備等の設置、運転・維持管理、撤去、リスクに対する費用や使用電力の環境価値等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めること。
- (ウ) 契約単価は、施設ごとに記載し、算出根拠について明らかにすること。また、本市より提示した基準単価よりも廉価となるよう努めること。
- (エ) 契約単価は、補助金相当額分を控除したうえで提案すること。また、補助金相当額分を控除しない場合の単価も参考として示すこと。
- (オ) 運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。

キ 事業シミュレーション

事業期間終了後、設備を廃棄した場合と市が設備の無償譲渡を受けて 5 年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。なお、前者については、撤去費用を契約単価に折り込むこととし、後者については、5 年間での総発電量及び消費量、CO2 削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。

ク その他独自提案

本市の特性を踏まえた独自提案、事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案があれば提案すること。

(2) 事業実施体制（様式第 8 号－2）

ア 事業実施体制図

本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴等を記載

イ 工事計画概要

設備導入工程表、事業フロー、スケジュール

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の実施体制、スケジュール

定期点検・設備交換計画・遠隔監視の有無等

エ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

オ 故障、緊急時の対応内容及び実施体制

カ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等、倒産等で事業継続不可能となった場合の措置（設備の撤去方法、事業継承など）

キ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中に設定する全ての保証内容（設備の製品保証、事業実施の履行保証など）

ク その他事業実施における環境配慮

工事中、維持管理、撤去における周辺への環境配慮及び安全対策

ケ 地域貢献、市内事業者の活用の提案

コ 代表法人の経営状況（5年間）

8 提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 事業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- (2) A4版を基本とすること（縦横任意）。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (3) 提案書は簡潔にまとめ、20ページ以内とすること。
- (4) ページの通し番号を付すこと。なお、表紙、目次はページ数にカウントしない。
- (5) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (6) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法とすること。
- (8) 全て横書きとすること。
- (9) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- (10) 表紙をつけ、表題を記載すること。
- (11) 提出できる企画は、1提案者につき1案とし、複数案の提案は認めない。

9 審査及び審査結果の通知等

(1) 審査

本市が設置する新居浜市エネルギー地産地消推進事業（PPA方式による公共施設太陽光発電設備導入事業）公募型プロポーザル選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションの評価点の合計により審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、審査においては、別表「PPA方式による公共施設太陽光発電設備導入事業提案評価基準」の事項を評価する。

(2) 審査の流れ

提案の審査については、次のとおり行う。

ア 応募者からの提案書及びプレゼンテーションをもとに提案内容を審査する。

イ 応募者は、提案書類をもとに20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員による質疑応答を10分程度行う。

ウ プレゼンテーションの出席者は、5名以内とする。

エ プレゼンテーションは、令和8年7月27日（月）頃を予定している。日時、場所等の詳細については、応募者に別に通知する。

オ 審査の結果、選定委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。合計評価点が最低水準点（満点の6割）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

カ 合計評価点が同点の場合は、事業の実施内容の得点が高い応募者を優先交渉権者として選定する。

キ カの場合において、評価点の合計が同点の場合は、選定委員の多数決により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ク プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、応募者が用意すること。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、すべての応募者に書面で通知する。なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

イ 審査結果は、本市のホームページで公表することとする。ただし、優先交渉権者とならなかった提案者は、匿名とし順位や採点結果は公表しない。

ウ 優先交渉権者との協議が不調に終わった場合は、審査会が次点と評価した提案者と交渉する可能性がある。その場合、協議が不調に終わった提案者が要した費用については、本市は一切負担しない。

10 協定及び契約

(1) 選定した優先交渉権者の提案内容を基本に協議を行い、業務実施に対する協定を締結する。協議の際、提案書の内容を変更することがある。

(2) 工事が完了した後に、当該協定書に基づき電気料金の提案額を上限として、電気供給契約を施設ごとに締結する。

11 その他留意事項

(1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 実施要領に違反した場合

ウ 提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 本プロポーザルに参加するためにかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

別表 P P A方式による公共施設太陽光発電設備導入事業提案評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 事業の実施内容		(小計 50)
設備導入の内容	設備容量は適当な規模となっているか	10
自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量	排出量削減に取り組む提案であるか、シミュレーション等は妥当か。	10
設備の設置仕様	設備の設置方法は実現性があるか。また、安全性が高く、施設の構造安全性への影響が小さいものになっているか。	10
災害等、非常時の活用	災害等の非常時など停電時における電力の使用、また利便性を考慮した提案であるか。	5
契約単価	電気料金の契約単価は、基準単価に比べて廉価となっているか。また、各対象施設における電気料金がどの程度削減されるか。	10
その他独自提案	具体性・実現性があるか、地域波及への創意工夫等、効果が期待できる提案か。	5
2 事業の実施体制		(小計 50)
事業遂行能力の確保	円滑かつ確実に進められる工事計画、実施体制となっているか。	10
業務遂行能力の確保	具体性・妥当性のある維持管理・メンテナンス計画、実施体制となっているか。	10
故障、緊急時の対応体制	故障、緊急時の体制及び対応内容が明確に示され、不具合発生時に迅速な対応が取れる提案となっているか。	10
事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生する想定されるリスクに対応できる提案となっているか	5
長期契約における事業継続性	資金調達計画、財務状況等に問題なく、長期契約における事業継続性が保証できる提案であるか。	10
地域貢献	施工や維持管理等にあたり、市内事業者を積極的に活用しているか、地域貢献についての提案がされているか。	5
評価の合計		100